

慶 弔 規 程

慶 事

1. 組合員が結婚した時は祝金（10,000円）を贈る。
2. 組合員が勤続30年表彰を受けた時は祝金（10,000円）を贈る。
3. 組合員が退職した時は祝金または慰労金（10,000円）を贈る。
（但し、対象は1年以上組合員であった者とし、贈呈は1回限りとする。）

【申請方法】

上記の祝金について、該当組合員はがくじそHP上の申請書もしくはweb申請を利用して申請する。申請書は組合事務所へ提出する。

※支部・分会においても、極力、該当組合員の把握に努め、申請を促すこと。

なお、死亡退職の場合は弔事規程1の①で対応するため贈らない。

【贈呈方法】

原則として会計長が現金書留で現金を送る。（1・2：学校、3：自宅）

【時 効】

時効は事実発生日から2年を経過した日とする。※ただし、結婚と30年表彰については、組合員が学校以外の所属に勤務している間は、時効を停止する。

弔 事

1. 組合員および組合員の配偶者・父母・子の死亡の場合
 - ① 組合員・・・・・・・・・・・・・・香料 50,000円 供花一對
 - ② 配偶者・・・・・・・・・・・・・・香料 30,000円 供花一對
 - ③ 実父母および同居の義父母、子・・・・香料 10,000円※香料・供花の差出人名義は「岐阜県公立小中学校事務職員組合」とする。
2. 組合員および配偶者死亡の場合は、本部役員、該当支部の支部長、該当分会の分会長および有志組合員が会葬する。
3. 上記2以外の死亡の場合は、該当分会の分会長、及び有志組合員で対応する。
4. 会葬に対する返礼は一切しない。
5. 周知連絡等の対応は組合員死亡の場合は書記長、組合員以外の場合は該当支部役員が行う。

その他

1. 組合員が病気で1か月以上休暇を取得した場合
分会長が代表して見舞う・・・・・・・・見舞金 10,000円
※見舞金の差出人名義は「岐阜県公立小中学校事務職員組合」とする。
2. その他不慮の災害等が生じた場合は、その都度中央執行委員会で協議する。

付 則

1. この規程は、平成14年4月1日より実施する。
2. この規程は、平成26年4月1日より実施する。
3. この規程は、平成29年4月1日より実施する。
4. この規程は、令和4年4月1日より実施する。
5. この規程は、令和6年4月1日より実施する。

【参考：立替金の取り扱い】

*香料・供花・見舞金の代金については、基本的に該当支部の本部役員が立替をする。

*やむをえず支部長・分会長が立替をした場合は、すみやかに本部役員に請求をする。